

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監 査 対 象	市民生活部 婦中ふれあい館 (監査時は企画管理部 婦中ふれあい館)
指 摘	ア 富山市婦中ふれあい館条例別表で定める使用料に関して、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。 (ア) 条例別表で定められた使用時間区分によらずに算定しているものが複数あった。 (イ) 条例別表において、営利を目的とした使用の場合は、使用料の額に100パーセントの額を加算すると定められているが、加算していなかった。また、入場料を徴収する場合は、その額に応じて使用料の額に20パーセントから60パーセントの額を加算すると定められているが、加算していないものがあつた。
措 置 検 討 状 況	ご指摘の使用時間区分による算定、営利を目的とする場合の加算、入場料を徴収する場合の加算については、令和7年1月使用分より申請時において団体、使用時間及び使用目的等の確認を徹底し、使用料を適正に請求している。 また、地方自治法に規定する消滅時効の完成していない令和6年度から過去5年分の使用実績についても調査し、申請書の記載内容から営利を目的とした使用であると認められる使用分については、営利加算分の使用料を追加徴収することとしている。 今後は、富山市婦中ふれあい館条例に基づき適正な事務処理を行ってまいりたい。
その後の措置状況	使用料の使用時間区分による算定や営利を目的とする場合の加算については、富山市婦中ふれあい館条例に基づく使用料の算定及び請求を行うため、令和7年1月以降、使用時間、使用団体及び使用目的等の確認を徹底している。なお、令和8年3月市議会定例会において、条例の一部改正を行い「時間外料金」に関する規定を整備したところであり、今後も条例に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。 また、営利加算分の使用料の追加徴収に関しては、地方自治法に規定する消滅時効の完成していない令和6年度から過去5年分の使用実績を調査し、追加徴収分の使用料請求として、令和7年5月に「請求書」を、令和7年7月に「督促状」を、令和7年11月に「催告状」を発送した。 令和7年度末における請求額等の詳細は以下のとおり。 <請求額及び収入済額について> ・ 請求総額 8,430,350円 (195団体 3,263件) ・ 収入済額 6,482,780円 (157団体 2,198件 収納率76.9%) <未収分の内訳(状況)について> ・ 分納中 202,120円 (2団体 230件) ・ 徴収不能 682,080円 (22団体 359件) ※宛先不明、法人閉鎖等 ・ その他 1,063,370円 (14団体 476件) ※折衝中等